

● 申告に必要なもの

※必要な書類の提示・提出ができない場合、正確な計算ができないことから、申告を受付できない場合があります。

1 本人確認書類

①	マイナンバーカードをお持ちのかた	マイナンバーカード
②	マイナンバーカードをお持ちでないかた	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーの通知カード（記載事項が住民票と一致している場合に限る）またはマイナンバーの記載がある住民票の写しなど + ・身元確認書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなど）のうち1つ

2 所得の計算に必要な資料

①	給与収入があったかた（アルバイト、日払い含む）	源泉徴収票（給与の明細等）
②	年金収入があったかた（遺族年金、障害年金除く）	受給している全ての公的年金等の源泉徴収票
③	営業・農業・不動産等の事業収入があったかた	帳簿・収支内訳書、必要経費の領収書 ※経費対象となる領収書を科目ごとに仕分けして、それぞれの合計額を計算した上で持参してください。
④	雑所得や一時所得があったかた	収入金額や必要経費等がわかる証明書

3 社会保険料（健康保険料、介護保険料等）の領収書等（納付日と納付額の確認ができるもの）

4 生命保険料、地震保険料の控除証明書（保険会社などから発行されます）

5 障がい者手帳、障害者控除対象者認定書、医療費の明細書、雑損控除や寄附金控除を受けるための領収書

● 令和4年度からの市・県民税の主な改正点

※詳細は市ホームページでご確認いただけます。

＊住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の期間等の延長

住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例について、契約期限と入居期限が延長されたことにより、令和3年1月1日～令和4年12月31日の間に入居したかたが対象となります。

① 所得税

入居した年月	平成21年1月～令和元年9月	令和元年10月～令和2年12月	令和3年1月～令和4年12月
住宅ローン控除期間	10年	13年（注1）	13年（注2・3・4）
		上記、要件を満たさない場合は10年	

（注1）住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%の場合に限ります。

（注2）（注1）に該当し、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、令和2年12月31日までに入居できなかったかたで、注文住宅は令和2年9月30日まで、分譲住宅等は令和2年11月30日までに契約し、令和3年12月31日までに入居したかたが対象となります。

（注3）（注1）に該当するかたで、注文住宅は令和2年10月1日～令和3年9月30日の間に、分譲住宅等は令和2年12月1日～令和3年11月30日の間に契約し、令和4年12月31日までに入居したかたが対象となります。

（注4）（注3）に該当し、合計所得金額が1,000万円以下のかたについては、面積要件を緩和し、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満である住宅も対象となります。

② 個人住民税

今回の所得税における措置（控除期間を13年間とする特例の適用期限の延長等）の対象者についても、適用年の各年において、所得税から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円））の範囲内で個人住民税から控除します。

＊国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

保育を主とする国や自治体からの助成等について非課税となります。対象範囲は、国・自治体からの子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成のうち以下のものとなります。

①ベビーシッターの利用料に対する助成／②認可外保育施設等の利用料に対する助成／③一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

※上記の助成と一体として行われる助成についても対象（例：生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等）

＊特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化

個人住民税において特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則確定申告書の提出のみで申告手続が完結できるよう、確定申告書に附記事項が追加されます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送での申告書の提出にご協力をお願いします。郵送の場合は、必要事項を記入し、日中に必ず連絡の取れる電話番号を記入の上、上記「申告に必要なもの」の1～5の写しを添えて、同封の返信用封筒で3月15日（火）までに郵送してください。必要添付書類の詳細はお問合せいただくか、市ホームページをご覧ください。※書類は返却できませんので、ご了承ください。

【郵送先】〒030-0801

青森市新町一丁目3番7号 青森市役所駅前庁舎 市民税課 普通徴収チーム宛

郵送での申告にご協力を！



市民税課 石田

● 申告に関するその他のお知らせ

■ 「医療費控除の明細書」等の添付が必須となりました

医療費控除を受ける場合、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必須になりました。様式は、国税庁または市ホームページ及び送付した申告書に同封のお知らせに掲載しています。また、市民税課窓口にも備え付けています。※医療費の領収書は自宅で5年間保存し、税務署または市役所から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付することで、明細の記入を省略できる場合があります。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

※医療費の領収書の添付または提示のみでは控除を受けられません。来場の際は「医療費控除の明細書」等に事前に記入の上お持ちください。

☎青森税務署 (☎017-776-4241)

市民税課 (☎017-734-5193)

■ おむつ代の医療費控除に必要な証明書等について

おむつ代の医療費控除には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。申請用紙は青森税務署及び市民税課の窓口には設置しています。

※令和3年度におむつ代の医療費控除を受けたかたで、下記①②の要件をすべて満たしている場合は、介護保険課の窓口で交付する「確認書」により「おむつ使用証明書」に代えることができます。要件に該当しないかたは「おむつ使用証明書」の交付を受けてください。

【要件】①要介護認定を受けているかた

②要介護認定の際に使用した主治医意見書の記載内容が該当項目を満たしているかた

・「確認書」の申請は1月17日(月)から受け付けています。(交付無料)

・申請に必要なもの…介護保険被保険者証
申請者の身分証明書

☎介護保険課 (☎017-734-2308)

浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1134)



青森税務署からのお知らせ

☎青森税務署 (☎017-776-4241)



青森税務署 川崎さん

■ 確定申告はインターネットのご利用を

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、自宅等で確定申告書を作成できます。印刷して郵送等で提出するほか、e-Taxでの送信もできます。新型コロナウイルス等の感染防止の観点からもぜひ、ご自宅からのe-Taxによる確定申告をご利用ください！

e-Taxの利用方法

①マイナンバーカード方式

マイナンバーカードを使用して、パソコンやスマートフォンから申告できます。事前の手続きは不要です。

必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・ICカードリーダライタまたはマイナンバーカード対応のスマートフォン



②ID・パスワード方式

税務署で本人確認の上発行された「ID・パスワード方式の届出完了通知」が必要です。新たに、発行を希望されるかたは、税務署で発行手続きをする必要があります。※この方式は暫定的な対応ですので、お早目にマイナンバーカードの取得をお願いします。

■ 青森税務署内に申告書等作成会場を開設

下記の期間、青森税務署内に申告書作成会場を開設します。

◆開設期間 2月1日(火)～3月15日(火)

(土・日、祝日を除く 2月20日(日)・27日(日)は開設)

◆開設時間 9:00～17:00

※税務署では、職員の手洗い・マスク着用・日々の検温の徹底・消毒と清掃を毎日行うなど、感染対策を徹底しています。来場されるかたのマスクの着用・入場時の検温・手指の消毒へのご協力をお願いします。

※駐車場は大変混み合いますので、公共交通機関等をご利用ください。

■ 入場整理券が必要です

会場当日配付をするほか、LINEを通じたオンラインでの事前発行も可能です。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。※混雑状況により、後日の来場をお願いする場合があります。

■ 還付申告を提出されるかたへ

申告義務がないかたが行う還付申告は5年間提出できます。年末調整済みの給与所得のみのかたで、医療費控除や寄附金控除(ふるさと納税)により還付を受けるかたなどが該当します。